

放課後子どもプランの充実

提案・要望先 文部科学省・厚生労働省

提案・要望の要旨

「放課後子どもプラン推進事業」は、少子化対策の一環として女性の働きやすい環境をつくるとともに、子どもたちの健やかな育ちや豊かな学びに資する重要な施策であり、すべての子どもたちが利用できるよう、経済的、養育的な理由がある家庭に対して、補助対象範囲の拡大又は補助基準額の加算措置を行うこと

【提案・要望の具体的内容】

- 1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の補助要件等の見直しについて
 - (1) 経済的な理由で、放課後児童クラブを利用できない家庭の児童を支援するため、補助基準額の加算措置の対象に、「就学援助を受けている児童の利用料を減額又は免除した場合」を追加すること。
 - (2) 補助対象に「保護者が労働等により昼間家庭にいない児童」だけでなく、「ネグレクトや虐待のある家庭等養育上必要な児童」を明確に位置付け、こうした児童を支援する態勢を強化すること。
- 2 放課後子ども教室推進事業（放課後子ども教室）の補助対象経費の拡大について

経済的な理由で、放課後子ども教室に参加できない家庭の児童を支援するため、就学援助を受けている児童に対しては、保護者負担となっている「子どもたちの実費相当の保険料・材料費代や、おやつ等の飲食物代」の経費を補助対象とすること。

【提案・要望の理由】

< 高知県の現状 >

- ・ 一般世帯に占める共働き世帯は全国平均より約5%高く、母子世帯数の比率は、全国平均の約1.3倍の高さで推移している。
 - 共働き世帯比率（平成17年）：高知県45.4%、全国40.8%
 - 母子世帯比率（平成17年）：高知県1.97%、全国1.51%
- ・ 県民所得は全国46位であり、生活保護被保護率は全国3位の高さで全国平均の約2倍に達する。
- ・ 公立小中学校児童生徒のうち、就学援助を受けている児童生徒は、全体の約2割を占め、就学援助率は全国5位である。

要保護及び準要保護児童生徒の割合（平成18年度）：高知県19.1%、全国13.6%

1 放課後児童クラブについて

(1) 現在、高知県内の児童クラブの約6割では、市町村独自の制度として、就学援助を受けている児童の利用料の減額又は免除の措置を行っている。しかし、それ以外のクラブでは、児童一人あたり月額6,000円程度の保護者負担が必要であるため、利用が困難となっている児童が約1,000人いると推計される。

このようなことから、経済的な理由で児童クラブを利用できない家庭の児童を支援していくため、就学援助を受けている児童に対しては、児童クラブの利用料相当分を補助基準額に加算措置する必要がある。

(2) 高知県では、児童相談所への相談件数が年々増加し、養育的課題のある家庭も顕在化しており、本年2月には、児童虐待による死亡事件も起きている。

このようなことから、保護者の就労の有無だけでなく、「ネグレクトや虐待のある家庭等養育上必要な児童」に対して、この制度が利用できるよう明確に位置付け、こうした児童を支援する態勢を強化していく必要がある。

2 放課後子ども教室について

平日常時開設している子ども教室では、児童一人あたり月額2,000円程度の保護者負担が必要となっている。

子ども教室の補助要件は、地域の実情に合わせた制度設計ができることとなっている。しかし、児童数などが児童クラブの補助実施基準に満たない市町村において、児童クラブの代わりに子ども教室を運用する場合、保険料や材料費、おやつ代などの実費相当が補助対象外であるため、就学援助を受けている児童の利用が少ない状況である。

このようなことから、児童クラブが設置されていない地域において、子ども教室を開設した場合に、該当児童が利用できるよう補助対象の範囲を拡大する必要がある。